

記入例

結婚新生活支援補助金申請明細書

申請者	住所	伊予市米湊820番地		生年月日	
	氏名	(エヒメ イチロウ) 愛媛 一郎		昭和 8 年 9 月 1 日	婚姻届提出時点の年齢
配偶者	住所	伊予市米湊820番地		生年月日	
	氏名	(エヒメ アイコ) 愛媛 愛子		昭和 8 年 10 月 5 日	婚姻届提出時点の年齢
婚姻届の提出日及び提出先		提出日	令和 7 年 4 月 1 日	提出先	伊予市 <small>(佐賀夜間)</small>
申請者及び配偶者が所得証明書の対象期間内に返還した貸与型奨学金の額		申請者	130,000 円	配偶者	50,000 円
		計	180,000 円		
交付要件の確認 内容確認のうえ記号を記入		<input checked="" type="checkbox"/> 申請者及び配偶者はいずれも、同及び本市以外の地方自治体等が実施する結婚新生活支援事業ほか、これと趣旨を同じとする補助金の交付を受けていません。			
申請区分に記号を記入 (複数選択可)		<input checked="" type="checkbox"/> a. 引越費用 <input checked="" type="checkbox"/> b. 家賃、住宅購入費、リフォーム費用 <input checked="" type="checkbox"/> c. 時短家電及び省エネ家電購入費			
申請区分	対象経費又は購入物品の詳細	区分	区分ごとの補助対象金額		
a. 引越費用	引越費用 (松山市→伊予市)	a	150,000 円		
b. 家賃、住宅購入費、 リフォーム費	仲介手数料 88,000 円 家賃 8 万円 × 5 ヶ月 (4~8 月) = 400,000 円	b	488,000 円		
その他を認める上、記号を記入	<input checked="" type="checkbox"/> b 費等以外の親族との売買又は賃貸借に当たらないことを誓約します。 <input checked="" type="checkbox"/> 上記金額は家賃補助等の控除後 (又は補助無し) であることを誓約します。				
c. 時短・省エネ家電 購入費	品名及び型番 エアコン 伊予通 IY01111	c	195,000 円		
上記の表に記載しきれない場合は、a から c までの区分ごとの個別経費及び合計を記載した別紙明細書を添付のこと。 ※申請年度の4月1日以前に支出した経費は対象としない。		前年度受給済の補助金額	, 000 円		
		補助金請求額	795,000 円		

【a・bの補助上限】

○夫婦とも 29 歳以下
所得 500 万円未満 60 万円
所得 500 万円以上
660 万円未満 20 万円

○夫婦とも 39 歳以下
所得 500 万円未満 30 万円

X

各上限を超えた充当は不可

【cの補助上限】

○夫婦とも 29 歳以下
所得 660 万円未満 20 万円

○夫婦とも 39 歳以下
補助対象外

○下記の資料を添付すること。

- 人金口座の通帳等の写
- 婚姻届提出日と夫婦それぞれの氏名が確認できる書類
(夫婦のいずれもが記載された戸籍簿謄本等)
- 夫婦それぞれの生年月日及び申請時点の住所が分かる住民票
- 夫婦それぞれの直近の所得証明書(本市で発行できないときは、前住自治体が発行したもの。)
- 契約書写、領収書の原本 別紙明細書(当該形式に記載しきれない場合)
- リフォーム後の写真 (bのうちリフォーム費用を補助対象とするとき。)
- 製造メーカーが発行した保証書及びカタログの写し (cの場合)
- 配器又は設置後の写真 (cの場合)
- 事業に関するアンケート (結婚新生活支援補助金)

【上記例の解説】

○夫婦とも 29 歳以下、世帯所得 500 万円以下の世帯の場合

a. 引越費用 (15 万円) + b. 仲介料・家賃 (48.8 万円)
= 補助対象経費 63.8 万円

緑色の枠の補助上限は 60 万円なので、a + b の経費の補助金額は 60 万円
(超過する 3.8 万円は補助されない)

c. 省エネ家電 (19.5 万円) は青色の枠の補助上限 20 万円の範囲内なので、
19.5 万円全額が補助金額となる。

よって、今回請求する補助金額は 60 万円 + 19.5 万円 = 79.5 万円となります。

※この例で、緑色の枠の上限 (60 万円) を超えた 3.8 万円を、
青色の枠の残額に充当して請求することはできませんので、御注意ください。

税務課
確認欄